国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和５年６月２６日
東北地方整備局

東北地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動等について
～ 令和４年度活動結果と令和５年度活動方針 ～

東北地方整備局では、平成１９年４月に「建設業法令遵守推進本部（本部長：東北地方整備局長）」を設置し、「元請負人や下請負人との対等な関係の構築」や「公正かつ透明な取引の実現」を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところです。

今般、令和４年度の活動結果と令和５年度の活動方針をとりまとめましたのでお知らせします。

今年度も、重点事項を踏まえた立入検査等を実施するとともに、講習会等を通した法令遵守の啓発に取り組んでいきます。

令和4年度の活動結果 （詳細は【別紙1】）

１.通報・相談件数　　２４０件（２０８件）

（　）は前年度の数値

２.立入検査等実施件数　　６３件（７６件）

３.監督処分・指導件数
- ・監督処分〔営業停止〕１件（１件）
- ・行政指導〔文書勧告〕５件（３件）
- ・その他指導等　　３０件（４８件）

４.講習会実施回数
- ・建設業法令遵守等講習会　　９回
- ・その他講習会への講師派遣等　６回

令和5年度の活動方針 （詳細は【別紙2】）

活動方針の取組項目

①各種相談窓口における法令違反情報の収集等
②立入検査等の実施
③建設業の法令遵守に関する周知
④建設業取引適正化推進期間の実施等
⑤関係機関との連携

立入検査時の重点事項

①下請負人に見積依頼する際の提示項目の確認
②技能労働者への適切な水準の賃金支払い
③低価格受注工事における下請取引状況の確認
④著しく短い工期の禁止
⑤価格転嫁
⑥下請代金の支払手段

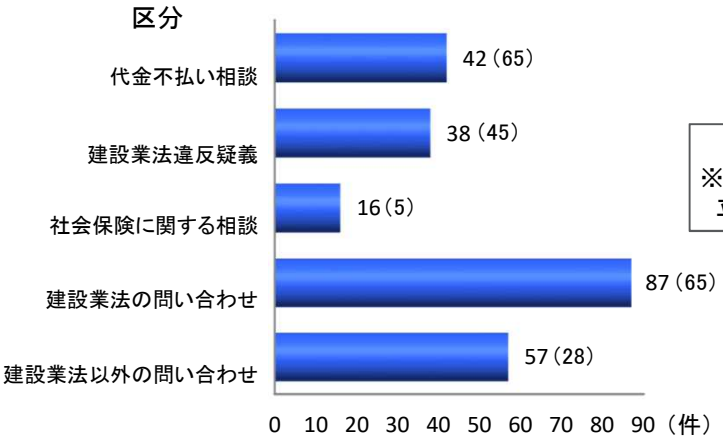
＜発表記者会 ： 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

【問い合わせ先】
国土交通省 東北地方整備局　電話：０２２－２２５－２１７１（代表）
建政部 建設業適正契約推進官　杉本 努　（すぎもと つとむ）（内線6119）
建設産業課 課長補佐　中田 隆行（なかだ たかゆき）（内線6146）

【別紙1】

令和4年度の活動結果

受付した通報・相談内容の件数



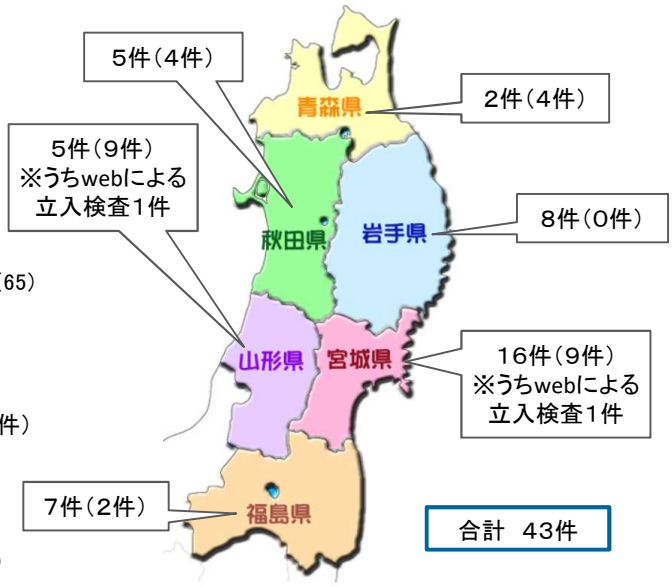
合計　240件（208件）

【通報・相談手段の内訳】

・駆け込みホットライン	93件（113件）
・建設業フォローアップ相談ダイヤル	83件（25件）
・上記以外（来庁、代表電話、メール、FAX）	64件（70件）

※（　）は前年度の件数

立入検査の実施状況



※上記は立入検査実施件数を県別表示したもの
※（　）は前年度の件数

監督処分・指導件数

●営業停止・・・1件
　他法令違反（刑法違反）

●文書勧告・・・5件
　技術者専任義務違反、無許可業者との下請契約、
　下請代金支払遅延、変更契約書面未締結　等

●その他指導等・・・30件
　・立入検査における口頭指導29件
　・建設業法違反疑義に関する報告徴取における
　　口頭指導1件

建設業に関する各種調査等

【別紙3】

●下請取引等実態調査に基づく比較分析

（主な分析項目）
・下請負人との見積方法の状況
・下請契約（追加・変更契約を含む）の締結方法
・下請代金の支払期間及び支払方法
・価格転嫁や工期設定の状況
・技能労働者への賃金支払状況　等

建設業の法令遵守等に関する講習会

建設業法令遵守等講習会

＜説明内容＞

・建設業を取り巻く現状と課題
・建設業の適正取引関連
・適正な施工体制と技術者制度
・建設キャリアアップシステム
・建設業許可等電子申請
・インボイス制度の概要（国税局説明）　ほか

※各県会場での講習会
　6県・計8回／合計568名の出席

※オンライン講習会
　1回／合計201名の申込

その他講習会への講師派遣等

＜実施状況＞

●建設雇用改善推進対策会議
（宮城労働局及び山形労働局主催）

●働き方改革関連法　令和4年度説明会
（山形県米沢労働基準監督署主催）

●労働時間削減推進説明会
（福島労働局主催　※資料提供）

●2023年春の建設産業説明会（オンライン）
（山形県・東北地方整備局共催）

●山形県建設業協会と関係機関による
建設キャリアアップシステム勉強会
（東北地方整備局主催）

【別紙２】

令和５年度　東北地方整備局 建設業法令遵守推進本部 活動方針

東北地方整備局建設業法令遵守推進本部は、平成 19 年度に創設されて以来、元請負人（下請契約における注文者で建設業者であるものをいう。以下同じ。）と下請負人（下請契約における請負人をいう。以下同じ。）の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきている。

具体的には、元請負人と下請負人の間で行われる下請契約の締結や請負代金の支払い等に際し、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示した「建設業法令遵守ガイドライン」をはじめ、発注者と受注者の間で行われる請負契約の締結やその履行に際し、受発注者はどのような対応をとるべきか等を明示した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を広く周知するとともに、法令違反の未然防止、法令違反の早期発見・早期是正、請負契約の適正化等を図る観点から、立入検査（報告徴取を含む）及びモニタリング調査（以下「立入検査等」という。）を実施してきたところである。

引き続き更なる法令遵守の徹底に向けて、今年度、以下に掲げる活動方針を踏まえ、必要な執行体制を確保しつつ、活動を進めていくものとする。

１．各種相談窓口における法令違反情報の収集等

地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割に加え、法令違反疑義情報等の情報収集の窓口としての役割も有している。法令違反の早期発見・早期是正を図る観点から、その積極的な活用を促すため、例えば、建設業許可通知書又は経営事項審査結果通知書を送付する際に各種相談窓口のリーフレットを同封する（電子申請の場合は、建設業許可通知書又は経営事項審査結果通知を電子的に通知した後に各許可行政庁からリーフレットを送付する）ほか、講習会、建設関係団体等との意見交換会等様々な機会（以下「様々な機会」という。）を活用し各種相談窓口の周知に努めるものとする。

また、各種相談窓口における相談対応については、以下の点に留意して行うものとする。（「２．立入検査等の実施」においても同様）

- 「不利益取扱いの禁止（建設業法第 24 条の５）」の規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護することの重要性等に鑑み、相談対応後における相談者の取引状況を適時フォローする取り組みを行うこと。
- 通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを行うこと。

２．立入検査等の実施

【目的】

元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、立入検査等は、法令違反の未然防止、法令違反の早期発見・早期是正、請負契約の適正化等を図る観点から、年間を通じて、機動的かつ効果的な方法により実施するものとする。

【実施方針】

各種相談窓口に通報が寄せられた建設企業、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業や不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を中心に立入検査を実施するとともに、適正な請負代金・適正な工期による請負契約の締結、適正な請負代金の支払を確保する観点から、受発注者間・元請下請間の取引状況、工期の設定状況について、下記「重点事項」に記載するところにより、深掘りした情報収集や調査（以下「モニタリング調査」という。）を実施するものとする。なお、モニタリング調査を通じて得られた結果等を踏まえ、必要に応じて、元請事業者、発注者に対して事実確認や注意喚起等を行うものとする。

【重点事項】

（１）下請負人に見積依頼する際の提示項目の確認

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を建設業者に提示し、見積落とし等の問題が生じないよう請負代金の額の計算その他請負契約の締結に関する判断を行わせる必要があることから、建設業法第 20 条の見積りに関する規定等を踏まえ、下請負人に見積依頼する際に提示すべき項目をすべて示しているかについて、立入検査等を行う。

（２）技能労働者への適切な水準の賃金支払い

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な単価による契約締結が重要であることから、受発注者間・元請下請間のいずれにおいても、適正な請負代金での契約締結がなされるよう、建設業法第 20 条の見積りに関する規定等を踏まえ、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の実施状況、代金の支払い状況等について、モニタリング調査を行う。

（３）低価格受注工事における下請取引状況の確認

上記（２）の取り組みを踏まえ、特に公共工事における低価格受注工事については、入札にあたっての価格設定及び積算単価の考え方、下請契約における下請負人との協議の実施状況や代金の支払い状況等について、モニタリング調査を行う。

（４）著しく短い工期の禁止

建設業における長時間労働の是正や働き方改革を推進するためには、適正な工期設定を推進する必要があることから、当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際して、工期に関する基準（令和２年７月中央建設業審議会勧告）がどのように考慮されたかを確認するとともに、過去の同種類似工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査、さらには工期設定の結果としての時間外の労働時間状況等について、モニタリング調査を行う。また、受発注者間についても同様に行う。

さらに、令和６年４月から罰則付きの時間外労働の上限規制が建設業に適用されることを踏まえ、今年度は、各県労働局と連携して、適正な工期の確保に特化したモニタリング調査を実施する。具体的には、工期に関する詳細なモニタリング調査に各県労働局が同行し、同局から罰則付きの時間外労働の上限規制の周知等訪問支援を行うことにより、長時間労働の是正に向けた自主的な改善を促すこととする。

（５）価格転嫁

昨今の資機材の高騰を踏まえた元請下請間における適正な価格設定及び適切な協議は大変重要であり、不適正な請負代金の設定による請負契約は建設業法に違反するおそれがあることから、請負契約における請負代金の変更に関する規定（物価等の変動に基づく契約変更条項等）の適切な設定・運用状況について、モニタリング調査を行う。

また、受発注者間についても同様に行う。

（６）下請代金の支払手段

「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と建設業法において規定されていることから、下請負人への代金の支払いのうち労務費相当分の支払い状況等について、モニタリング調査を行う。

また、手形に関し、下請中小企業振興法「振興基準」（令和４年改正経済産業省・中小企業庁）において、約束手形をできる限り利用しないよう努めること及びサプライチェーン全体で約束手形の利用の廃止等に向けた取組を進めることとされていること、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ（令和４年６月７日閣議決定）」において、令和８年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨閣議決定されていること、金融業界に対し、令和８年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討するよう要請されていること等を踏まえて建設業法令遵守ガイドラインが改訂されたところであり、必要な周知を実施する。

【その他】

（１）建設業を支える担い手の確保・育成

個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けら

れる環境整備や建設業で働く技能者の福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、以下について確認等を行い、制度の普及に向けた必要な周知を実施する。

① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無、カードリーダー設置等による就業履歴の蓄積が可能な環境の有無、就業履歴の蓄積の有無をそれぞれ確認し、対応されていない場合は対応を促す。

② 退職金制度の設定有無を確認し、無い場合には対応を促す。（建設業退職金共済制度に加入している場合、掛金充当の状況及び事務受託の状況の確認を併せて行う。）

（2）規制逃れを目的とした一人親方対策

元請業者（発注者から建設業法第 24 条の８（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）に該当する工事を直接請け負った建設業者）は、下請業者（元請業者が請け負った建設工事に従事するすべての下請負人）に対し、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主）との再下請負通知書及び建設業法第 19 条第１項に基づく請負契約書の写しの提出を求めるとともに、元請業者は適切な施工体制台帳等を作成すべきであることなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用することとする。

（3）建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

資源有効利用促進法の省令改正により、元請事業者に対して、建設発生土の搬出先等を記載した再生資源利用（促進）計画書の発注者への報告と建設現場への掲示、搬出先の盛土規制法等の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認が義務化されたことを受け、当該制度の周知を図るとともに、対応がなされていない場合には適切な対応を促す。

３．建設業の法令遵守に関する周知

建設業法令遵守推進本部の創設以降、主に元請業者となる国土交通大臣許可業者を対象として、建設業法等の周知及びその遵守を促してきたが、建設業の法令遵守に関する取り組みを元請下請を問わず、幅広く浸透させていくことが重要であることから、引き続き、下請負人の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対しても、様々な機会を捉えて積極的に周知を図っていくこととする。

特に、「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の周知については、「建設業法令遵守ガイドライン」や「建設企業のための適正取引ハンドブック（動画の活用も含む）」等を活用するとともに、適正な請負代金による請負契約の徹底を図るため、標準見積書の活用の周知を図っていくこととする。

４．建設業取引適正化推進期間の実施等

令和２年度以降、10 月から 12 月の３ヶ月間を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、建設企業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行い、またその取り組み内容の広報を積極的に進めてきたところである。今年度も引き続き、「建設業取引適正化推進期間」として建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていくものとする。

なお、講習会等を実施するに当たっては、開催案内の周知方法を工夫するとともに、開催日時・場所等の設定については、過年度における参加状況等の開催実績を考慮の上決定する。また、各県及び建設関係団体等と連携し、建設業に関する施策や下請取引の条件の改善に向けた通知等を周知するとともに、参加者のニーズも踏まえ、より実効性があるものにする。

※令和元年度までは、毎年 11 月を「建設業取引適正化推進月間」として活動

５．関係機関との連携

（１）不良・不適格業者に対しては、国土交通省や都道府県の建設業許可部局間において、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等について、連携・協力し対応するとともに、建設業許可部局以外の部署との連携推進を図るものとする。

（２）各県及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、引き続きその連携強化に努めるものとする。とりわけ、今年度は、来年度から建設業に罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、長時間労働の是正に向けた自主的な改善を促す観点から、各県労働局との連携を強化し、「建設業関係労働時間削減推進協議会（事務局：各県労働局）」への参画や、「建設業に対する労働時間等説明会（事務局：労働基準監督署）」に参加するなど、積極的な対応を図っていくものとする。

（３）建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

６．その他

建設工事の請負契約を巡る元請下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」について、様々な機会を捉えてその認知の向上に向けて、一層の周知を図る。

下請取引等実態調査に基づく比較分析（全国・東北）

国土交通省では、建設業法の規定に基づき、建設工事における下請取引の適正化を図るため、「下請取引等実態調査」を毎年実施しています。
既に公表されている令和4年度の調査結果から東北管内の大臣許可業者を抜粋し、全国の建設業者との比較分析を実施しました。

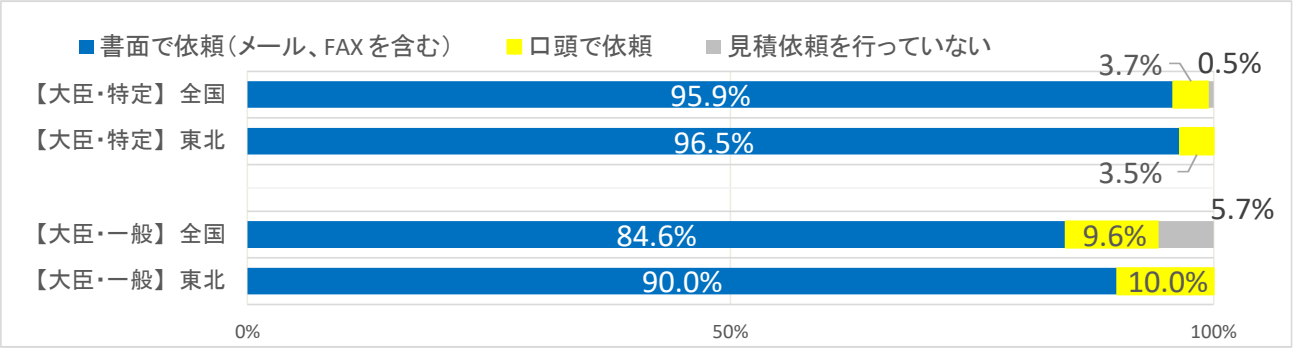
〇東北地方整備局管内大臣許可企業86社に調査票を送付。
うち77社から回答（回答率89．5%）。

〇専ら下請業者は設問Ⅱ－①から回答
（元請、下請どちらも該当する場合は全ての設問に回答）。

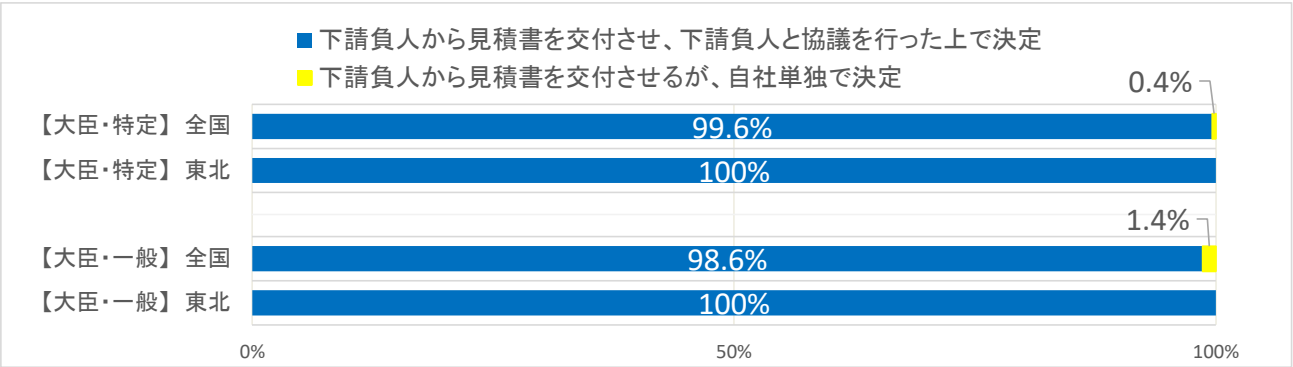
※「下請取引等実態調査」の詳細については、国土交通省HPをご参照願います。
【URL】https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000190.html

Ⅰ－①．下請負人との見積や下請代金の決定方法について

設問1.
下請負人への見積依頼はどのように行っていますか。

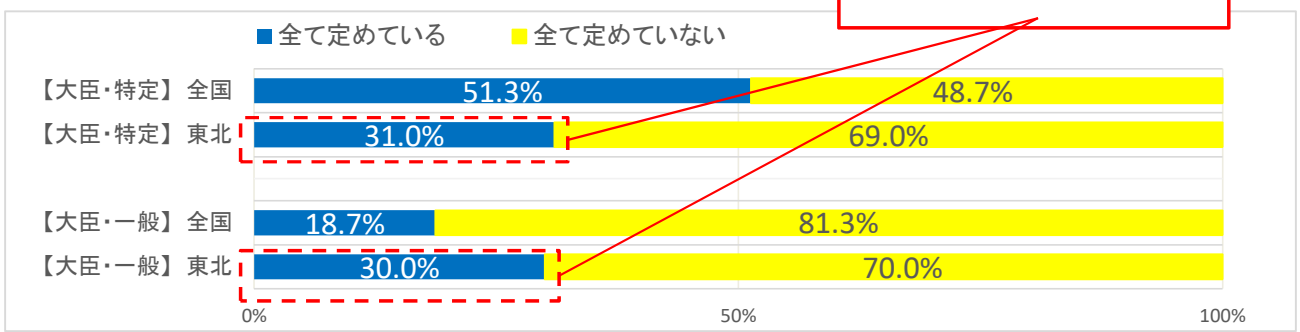


設問2.
見積依頼を行った後、下請代金はどのように決めていますか。



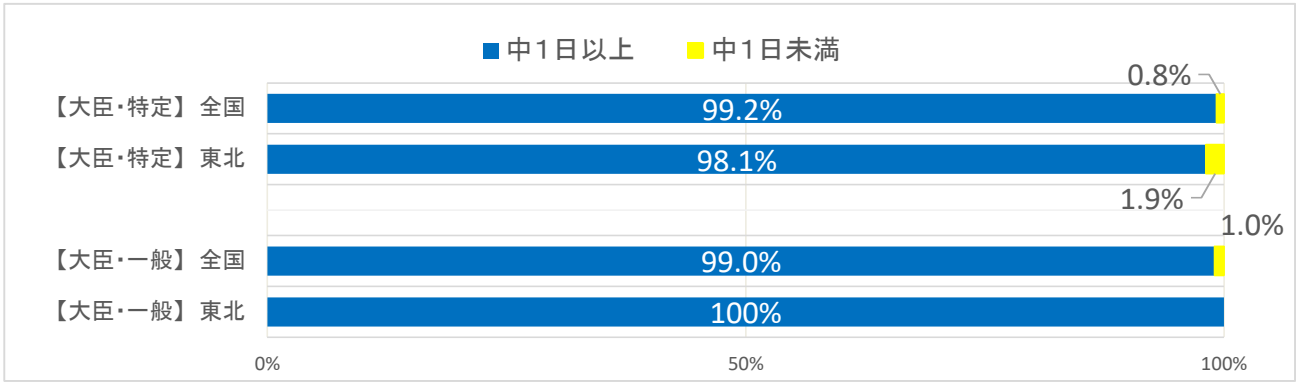
設問3.
下請負人に見積依頼する際に提示すべき項目を全て定めていますか。

【東北の傾向】
・特定・一般建設業とも、「全て定めている」企業は、3割程度にとどまっている。

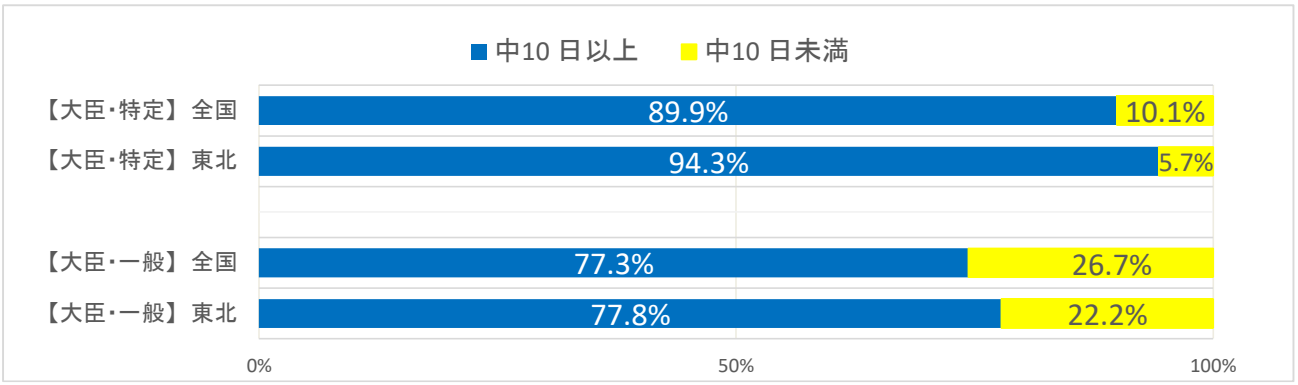


設問4.
下請負人に依頼する見積期間は、見積内容を提示した日からどの程度の日数を設けていますか。

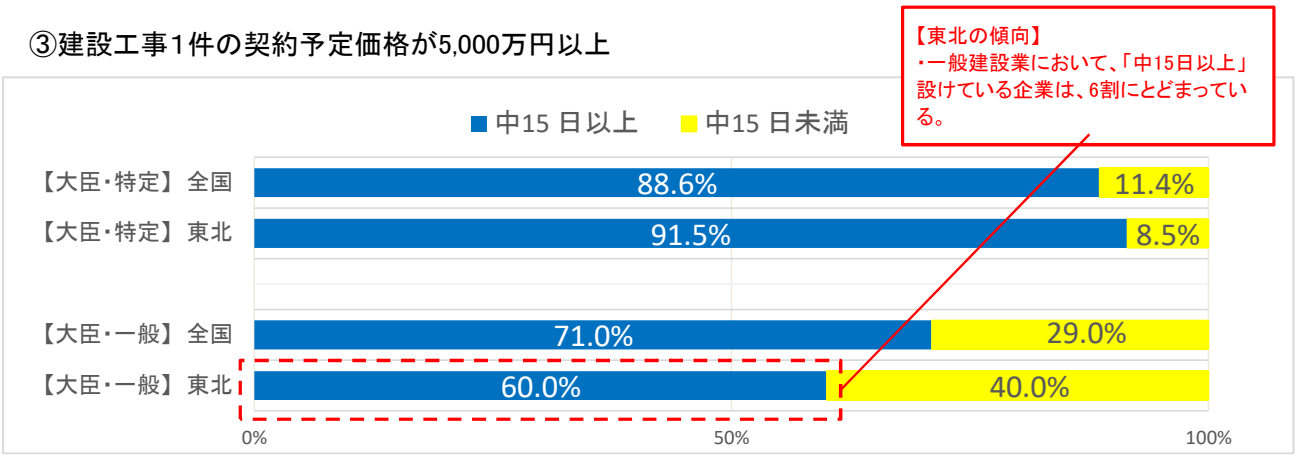
①建設工事1件の契約予定価格が500万円未満



②建設工事1件の契約予定価格が500万円以上5,000万円未満

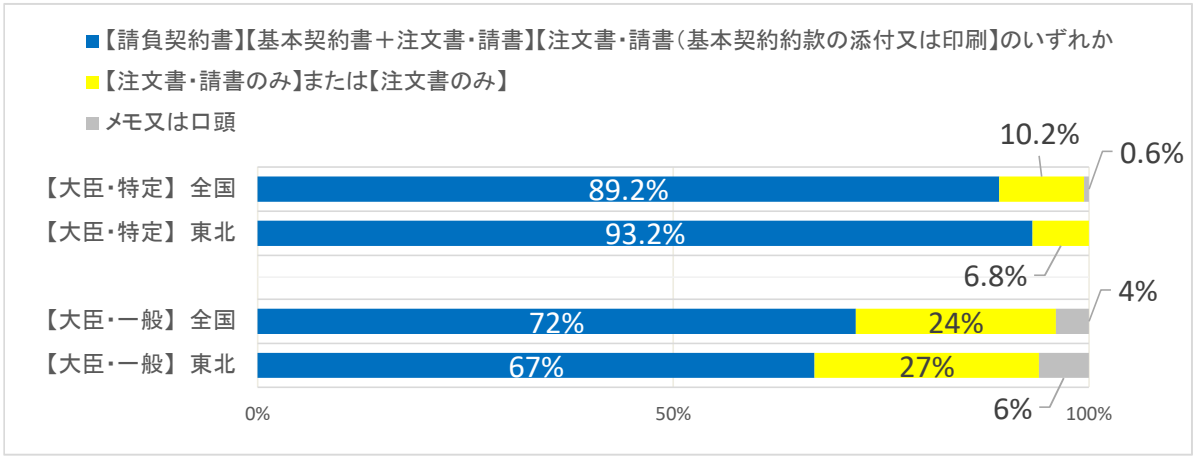


③建設工事1件の契約予定価格が5,000万円以上

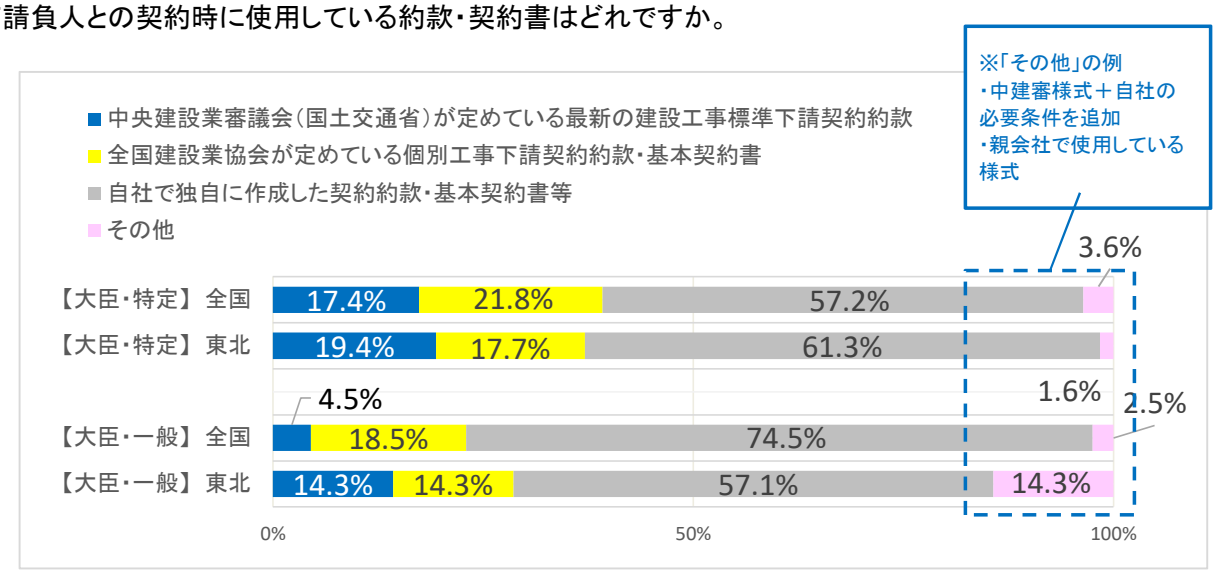


Ⅰ－②．下請契約の締結方法について

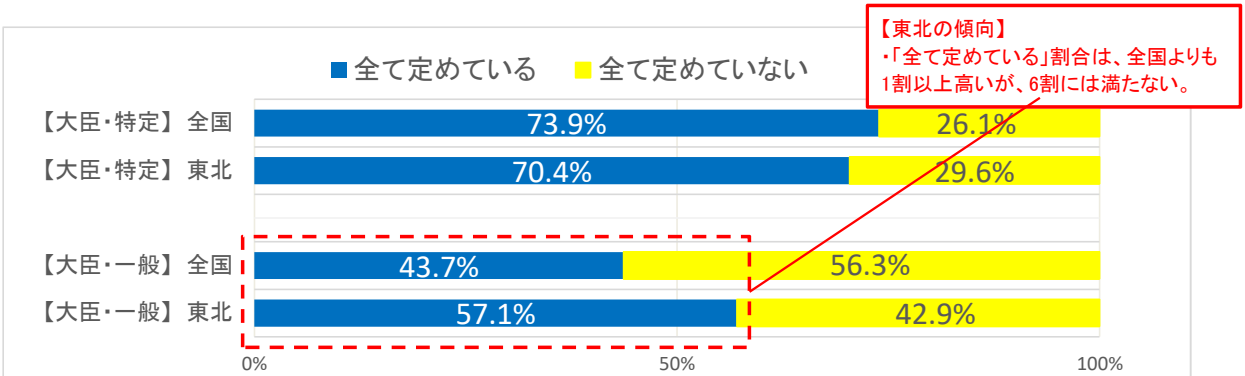
設問1.
下請負人との契約締結の方法はどのように行っていますか。



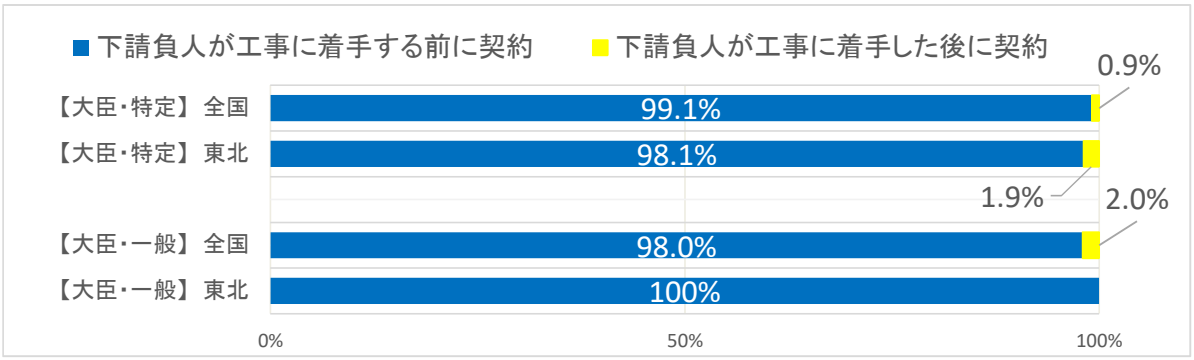
設問2.
下請負人との契約時に使用している約款・契約書はどれですか。



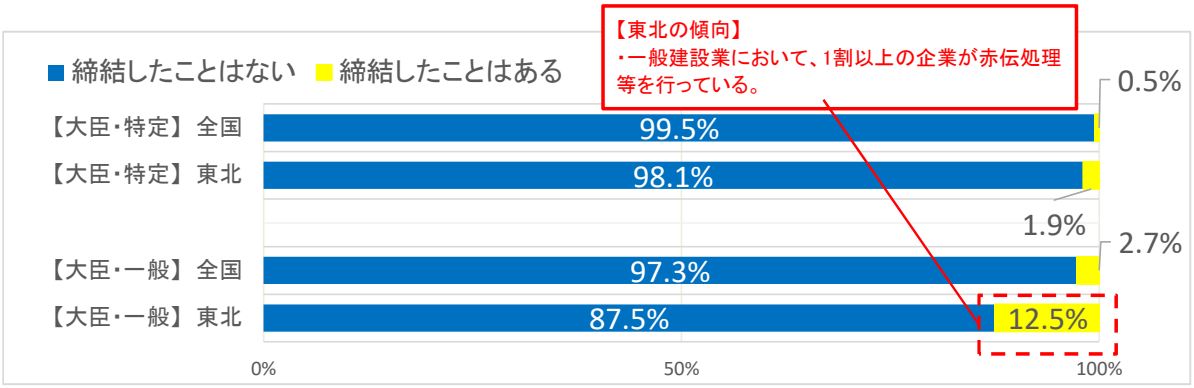
設問3.
下請負人との契約書（注文書・請書等も含む。）で定めている条項を全て定めていますか。



設問4.
下請負人との契約締結はいつ行っていますか。

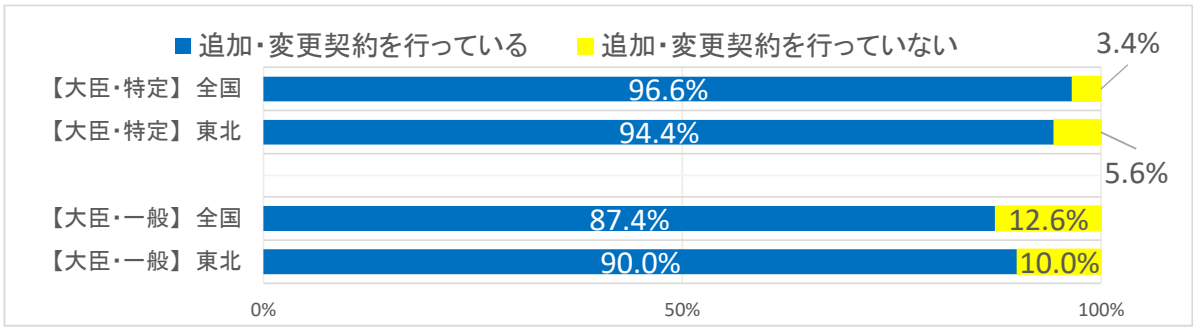


設問5.
労働災害防止対策に要する経費について、下請負人の見積書に適正な経費が明示されているにもかかわらず、当該経費相当額を一方的に削減し、又は当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結したことはありますか。

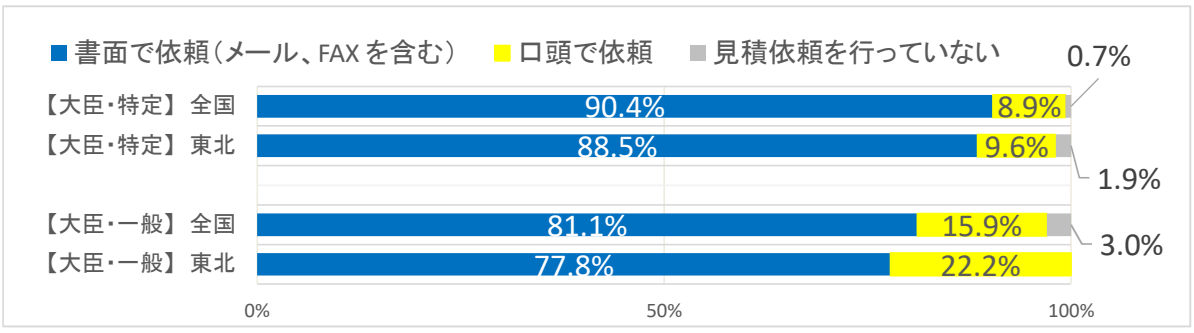


Ⅰ－③. 下請契約の追加・変更契約について

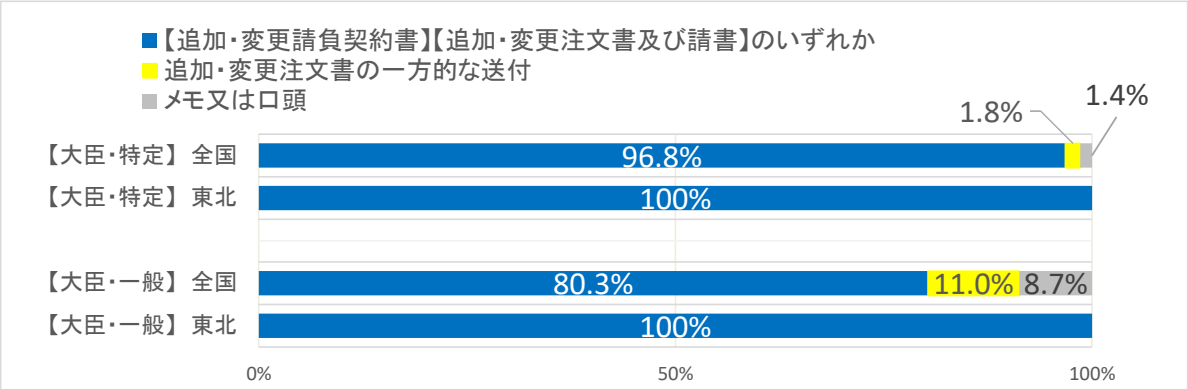
設問1.
追加工事、数量変更、資材等価格の高騰による工期又は請負代金の額の変更が生じた場合に、下請負人と追加・変更契約を行っていますか。



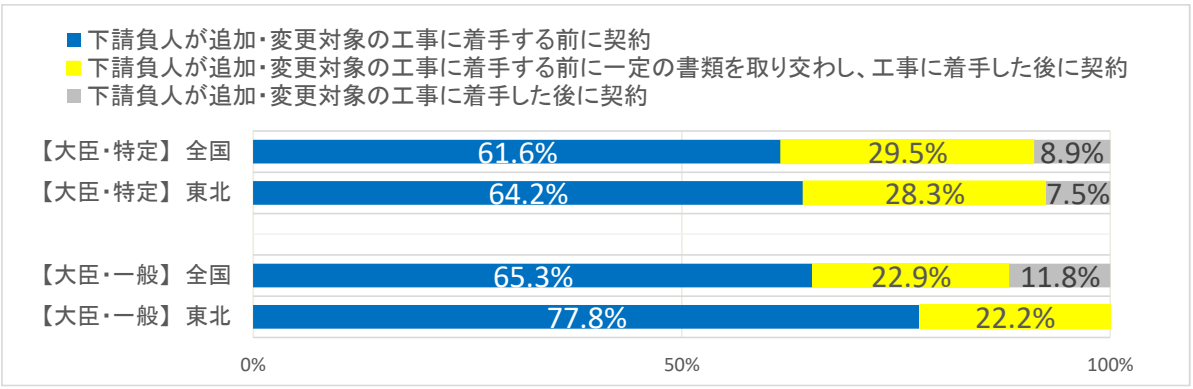
設問2.
下請負人との追加・変更契約の際に、下請負人への見積依頼はどのように行っていますか。



設問3.
下請負人との追加・変更契約締結方法はどのように行っていますか。

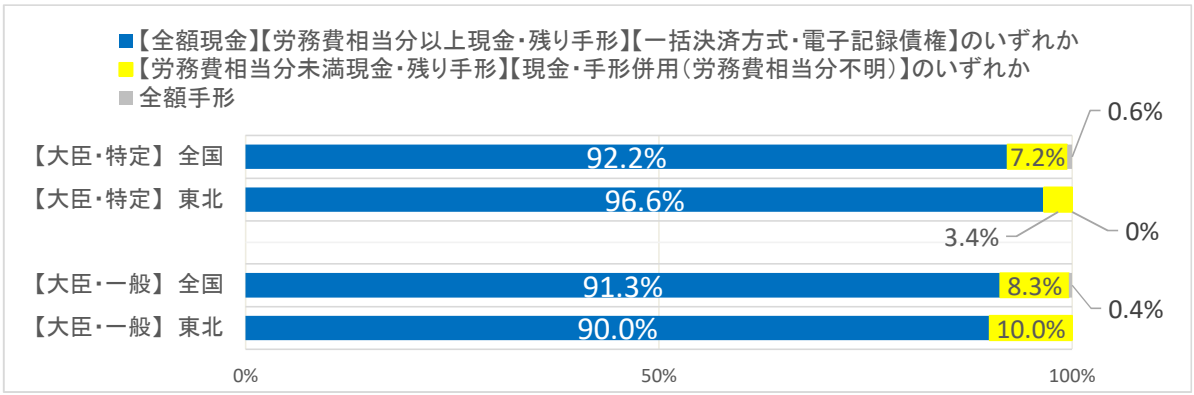


設問4.
下請負人との追加・変更契約の契約締結はいつ行っていますか。

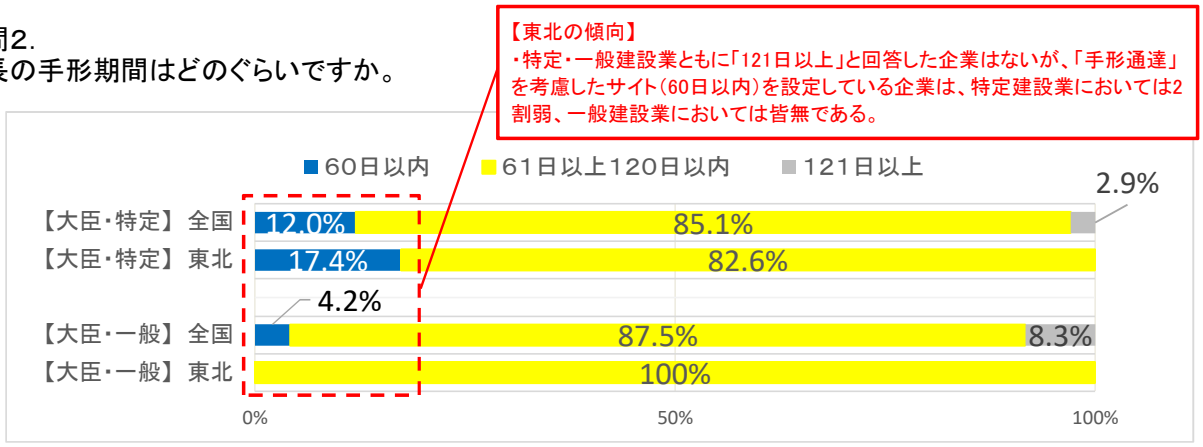


Ⅰ－④. 下請代金の支払期間・方法について

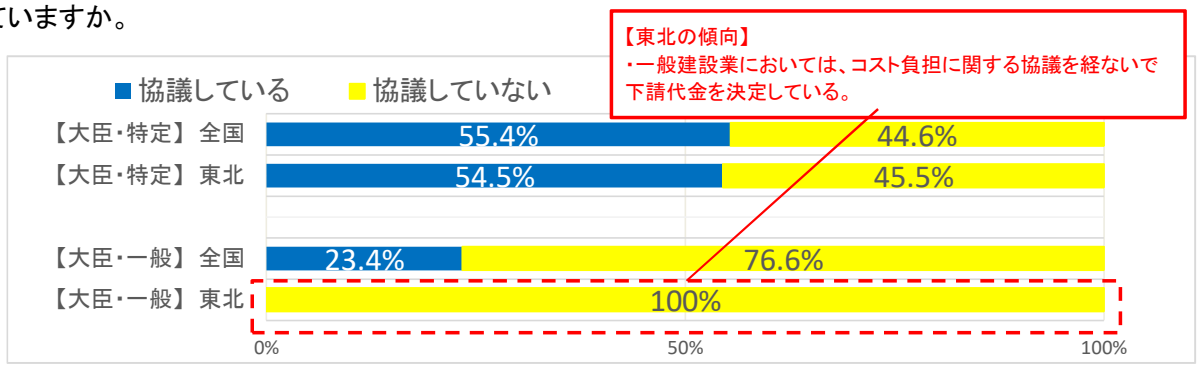
設問1.
下請負人（資本金額4,000 万円未満の一般建設業者または無許可業者）から引渡しの申し出があった日から、下請代金の支払を行うまでの期間はどのぐらいですか。



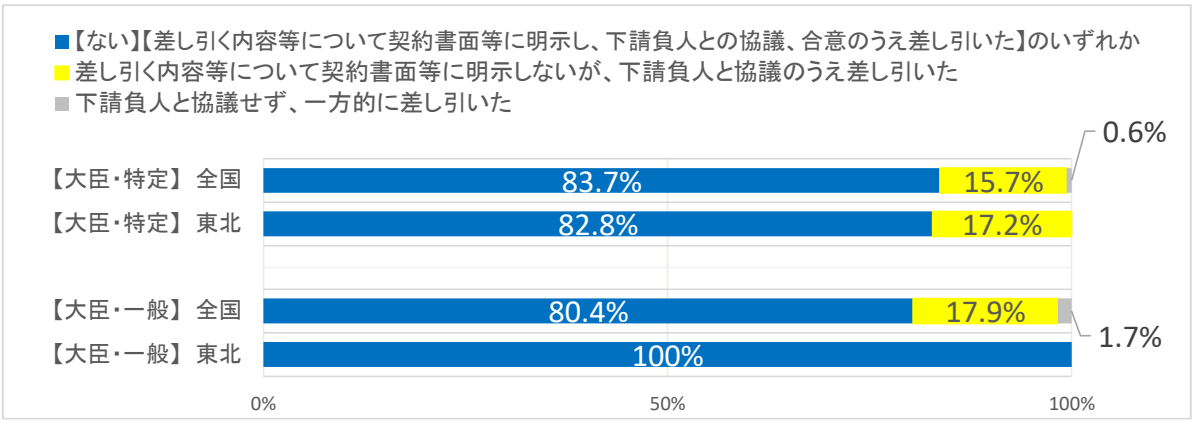
設問2.
最長の手形期間はどのぐらいですか。



設問3.
手形を現金化する際の割引料等のコスト負担について、下請負人の負担とすることがないよう、下請負人と協議していますか。

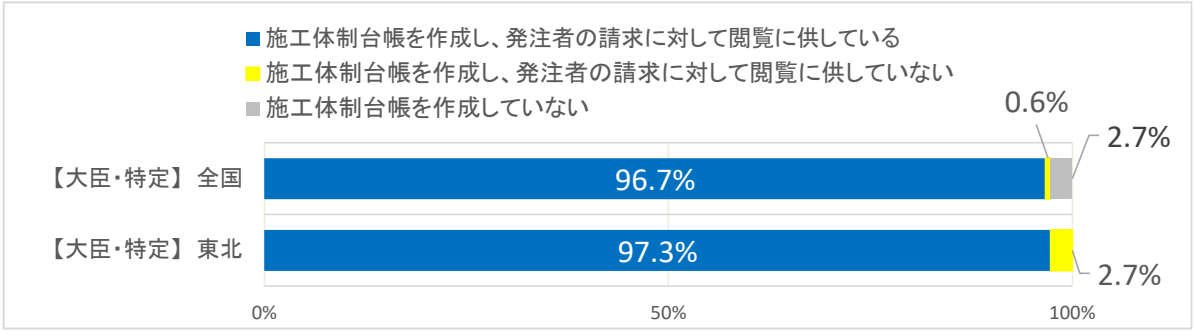


設問4.
下請代金の支払に際して、下請工事の施工又は支払に伴い発生する諸費用を下請代金から差し引いたことがありますか。

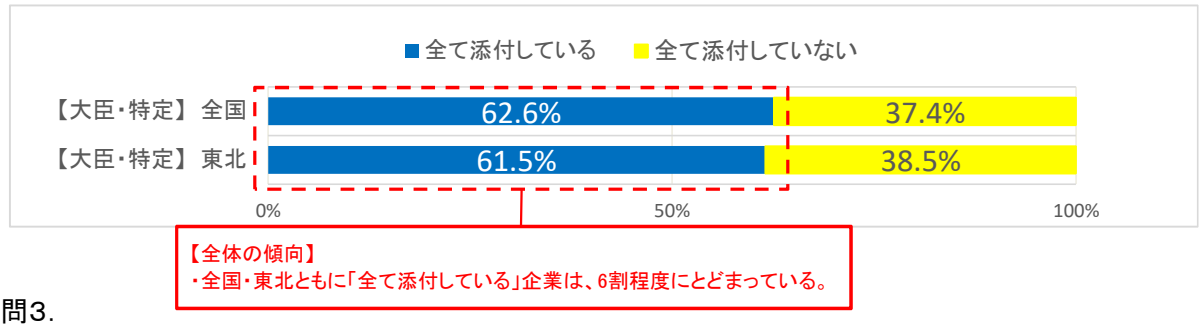


Ⅰ－⑤. 民間工事の施工体制台帳・施工体系図の作成状況について

設問1.
発注者（施主）から直接請け負った建設工事において、下請契約の請負代金の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000 万円）以上の場合に施工体制台帳を作成していますか。

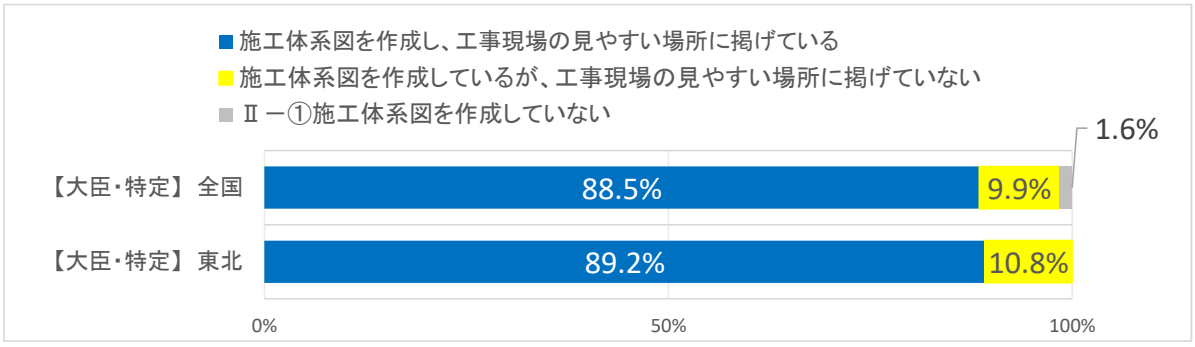


設問2.
施工体制台帳を作成する場合、施工体制台帳に必要書類を全て添付していますか。



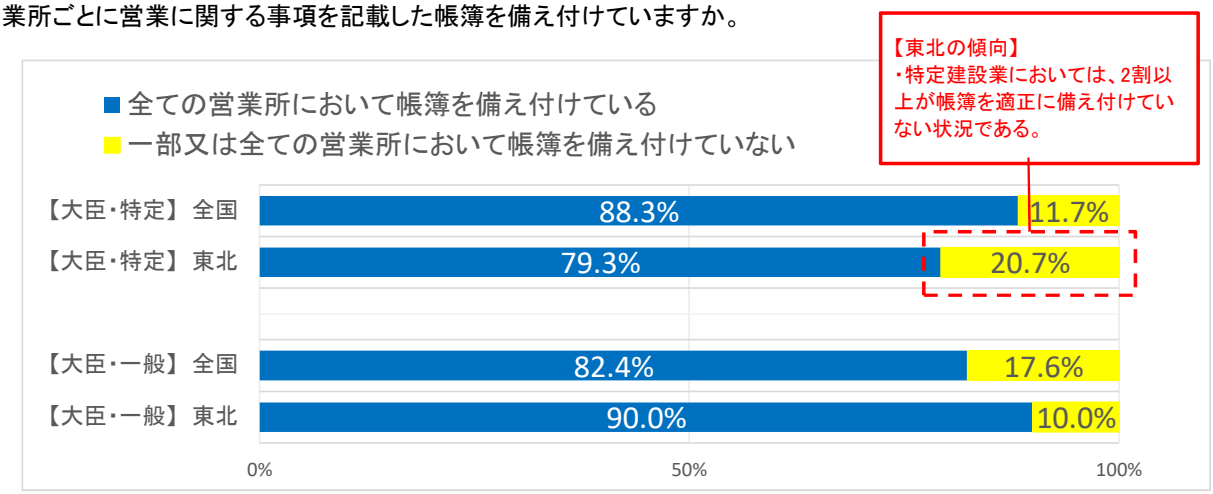
【全体の傾向】
・全国・東北ともに「全て添付している」企業は、6割程度にとどまっている。

設問3.
発注者（施主）から直接請け負った建設工事において、下請契約の請負代金の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000 万円）以上の場合に施工体制図を作成していますか。



Ⅰ－⑥. 帳簿の作成状況について

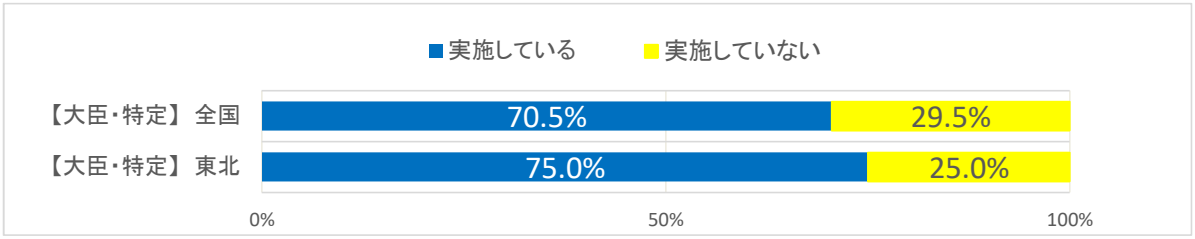
設問1.
営業所ごとに営業に関する事項を記載した帳簿を備え付けていますか。



【東北の傾向】
・特定建設業においては、2割以上が帳簿を適正に備え付けていない状況である。

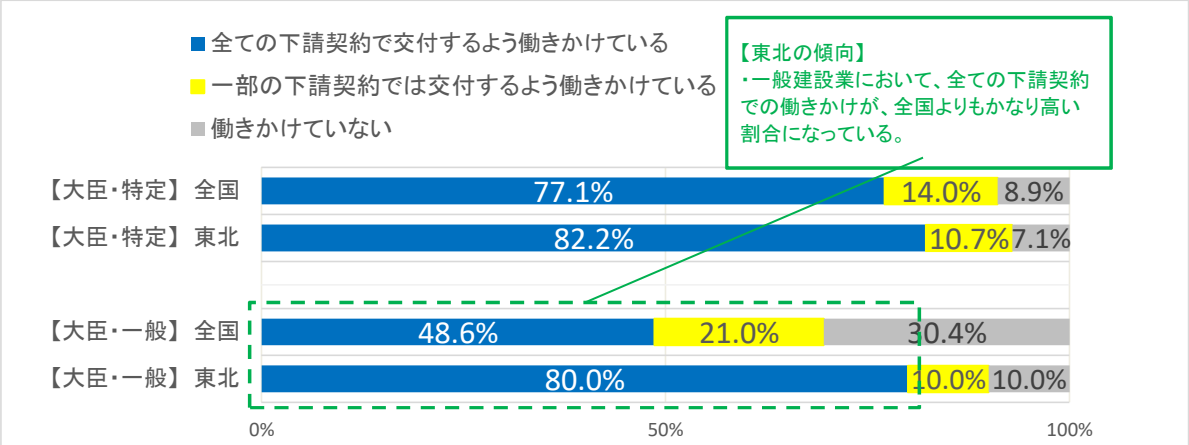
Ⅰ－⑦. 下請負人への指導状況について

設問1.
下請負人に対する指導を実施していますか。

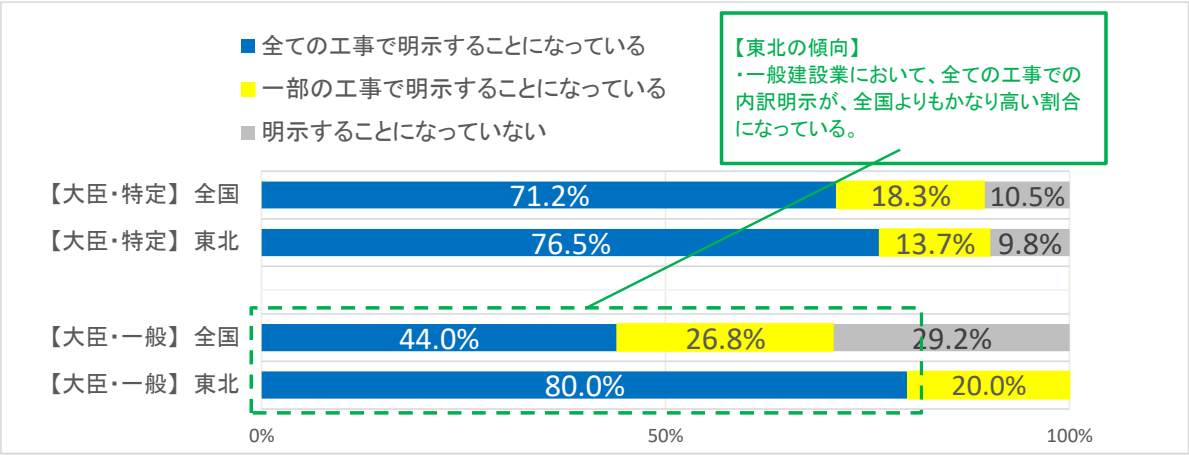


Ⅰ－⑧. 法定福利費を内訳明示した見積書等の活用状況について

設問1.
下請契約において、法定福利費を内訳明示した見積書の交付を下請負人へ働きかけていますか。

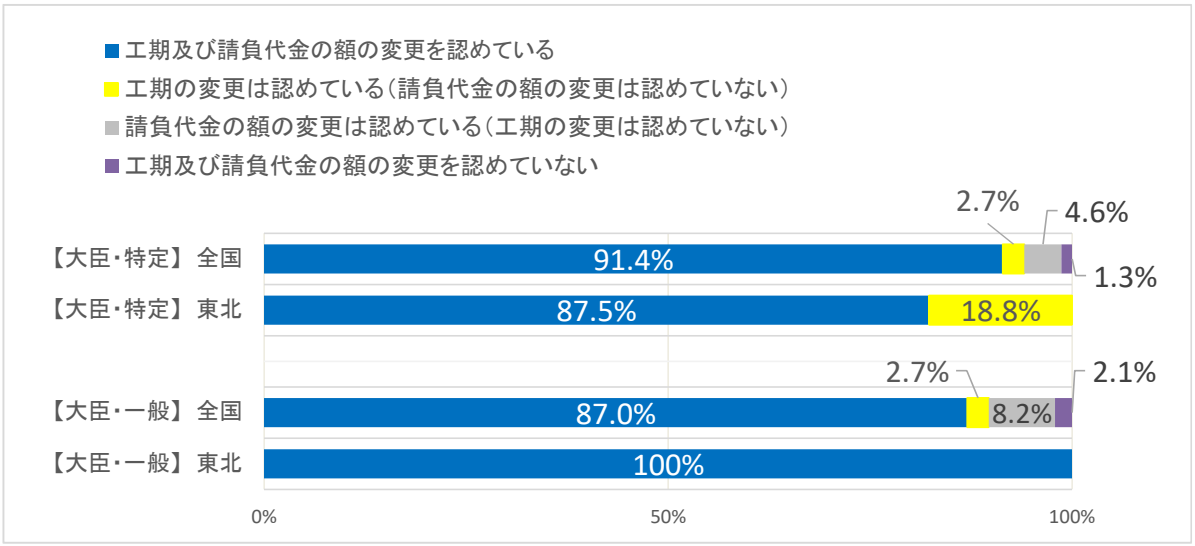


設問2.
下請契約において、請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示することになっていますか。



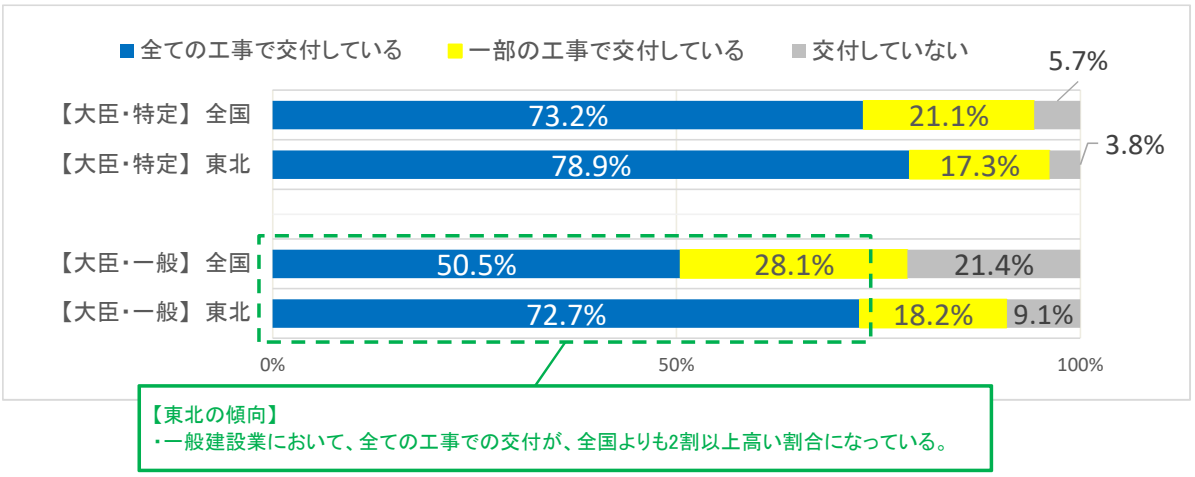
Ⅰ－⑨. 工期設定、価格転嫁の状況について

設問1.
下請負人から資材等価格の高騰による工期又は請負代金の額の変更交渉があった際に、どのような対応を行っていますか。

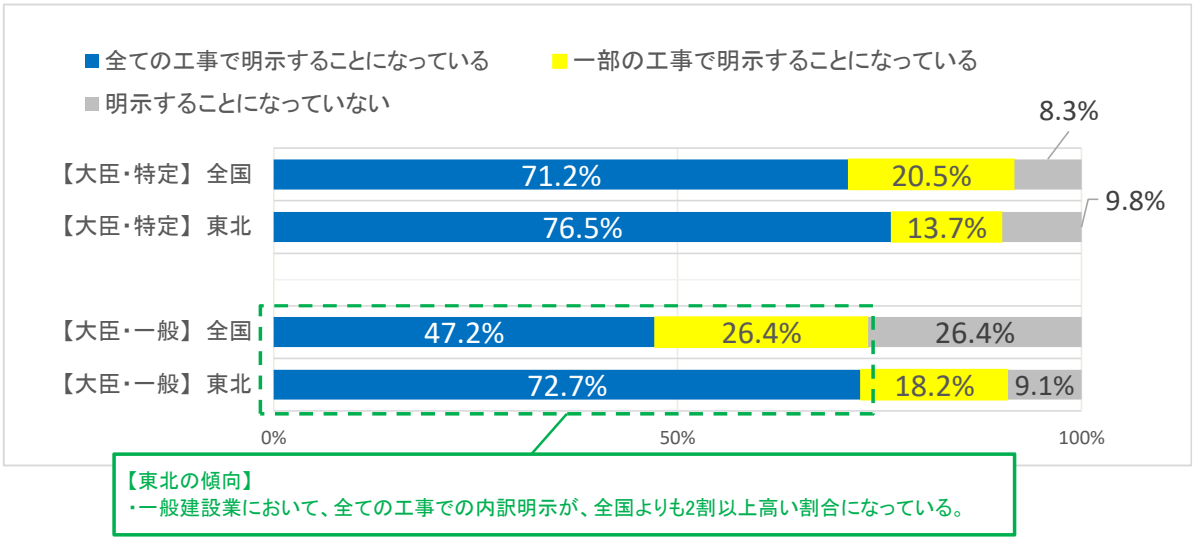


Ⅱ－①.（下請業者）法定福利費を内訳明示した見積書等の活用状況について

設問1.
下請契約において、法定福利費を内訳明示した見積書を元請負人へ交付していますか。

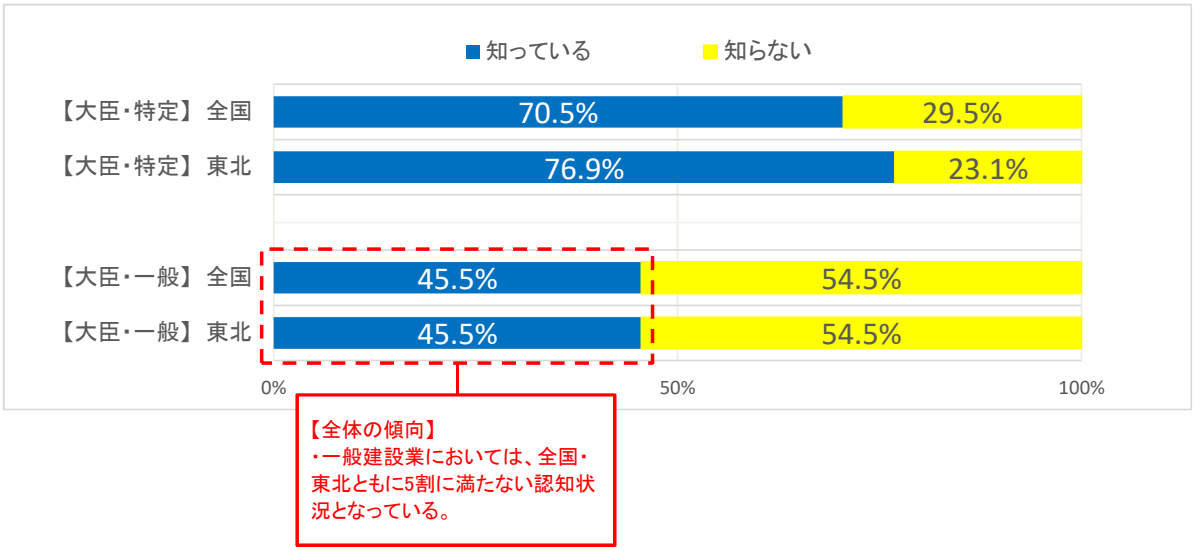


設問2.
下請契約において、請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示することになっていますか。

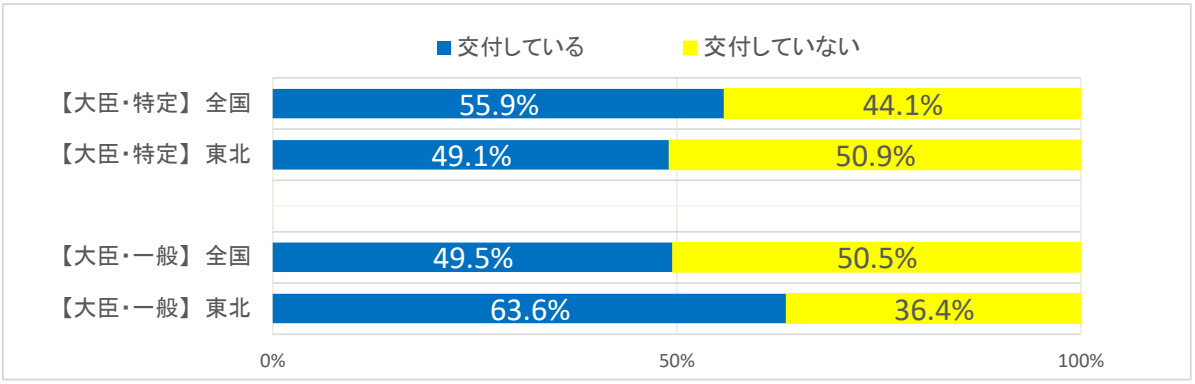


Ⅱ－②.（下請業者）工期設定、価格転嫁の状況について

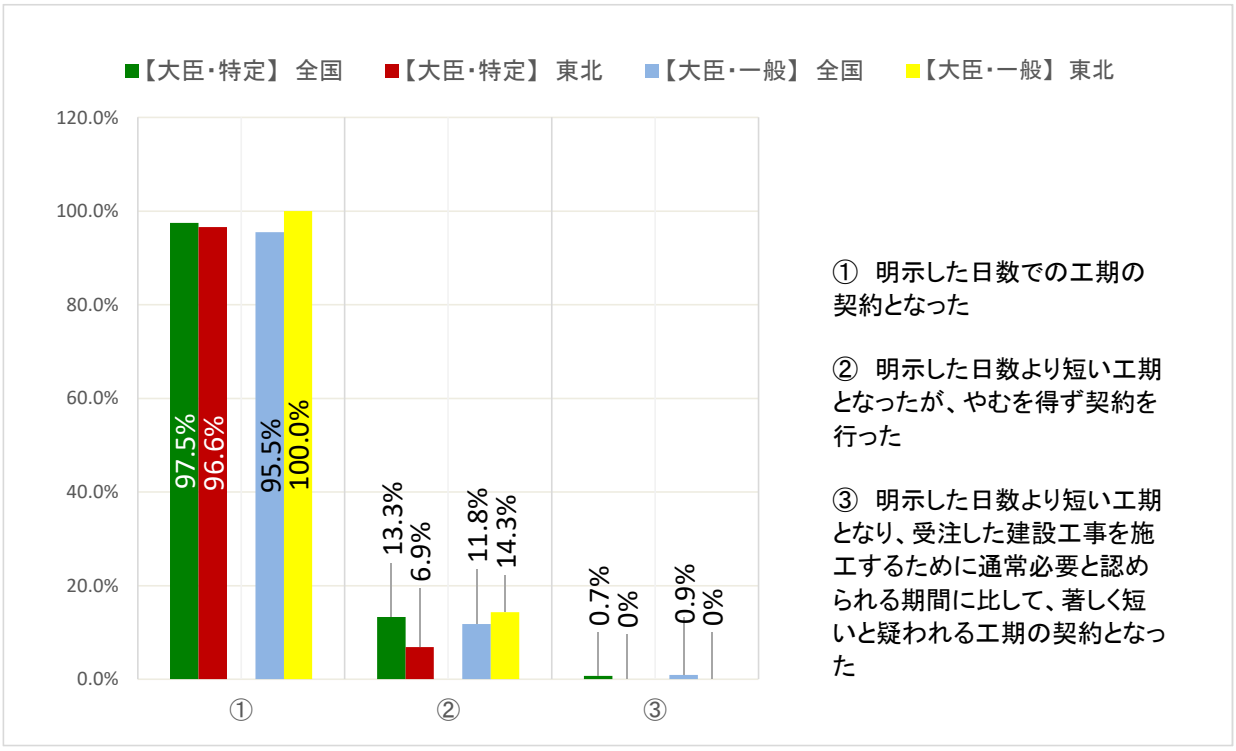
設問1.
工期に関する基準（令和2年7月20 日中央建設業審議会）を知っていますか。



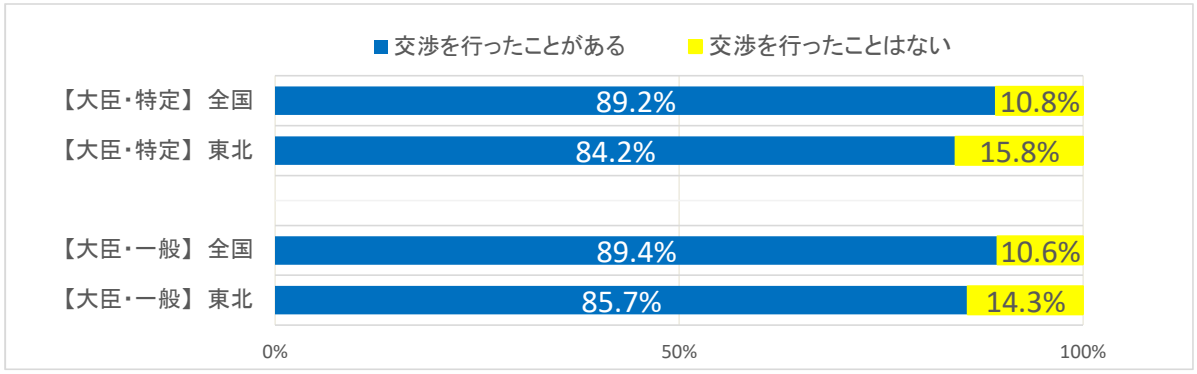
設問2.
下請契約において、工期に関する基準を参照する等して、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を元請負人へ交付していますか。



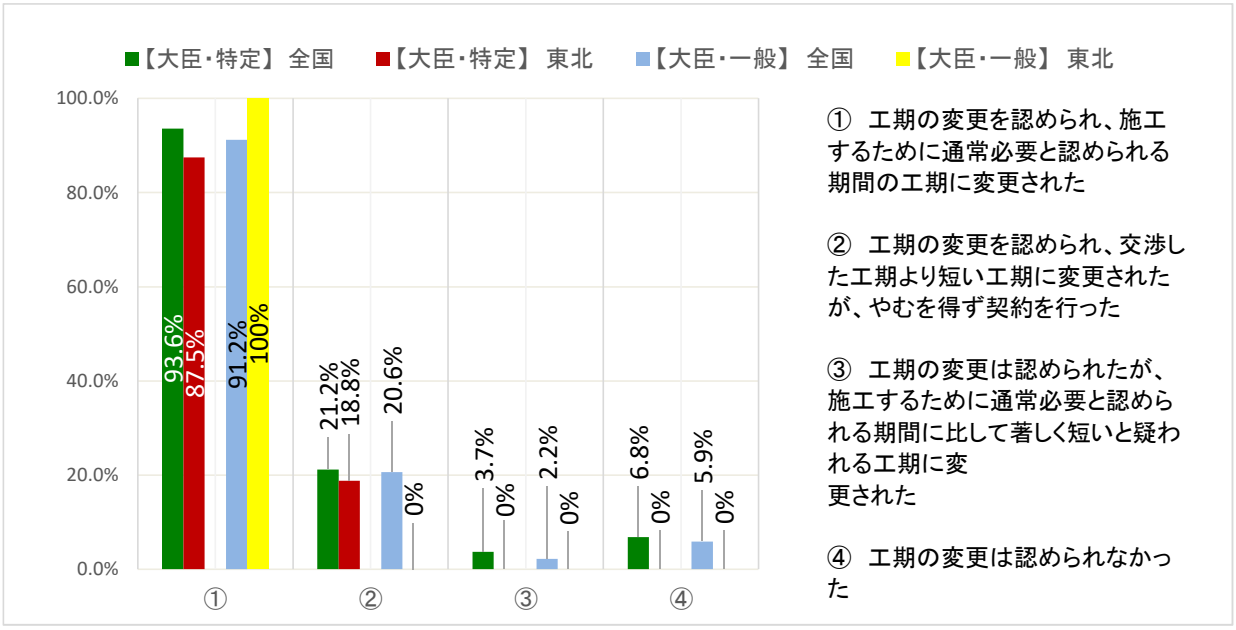
設問3.
工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を交付した際、元請負人からどのような対応をとられましたか。（複数回答可）



設問4.
下請契約に定められた工期内に、受注者の責によらない事由によって工事の完成が難しいと判断した際、元請負人との工期の変更交渉を行ったことがありますか。



設問5.
工期の変更交渉を行った際の元請負人はどのような対応を行いましたか。（複数回答可）



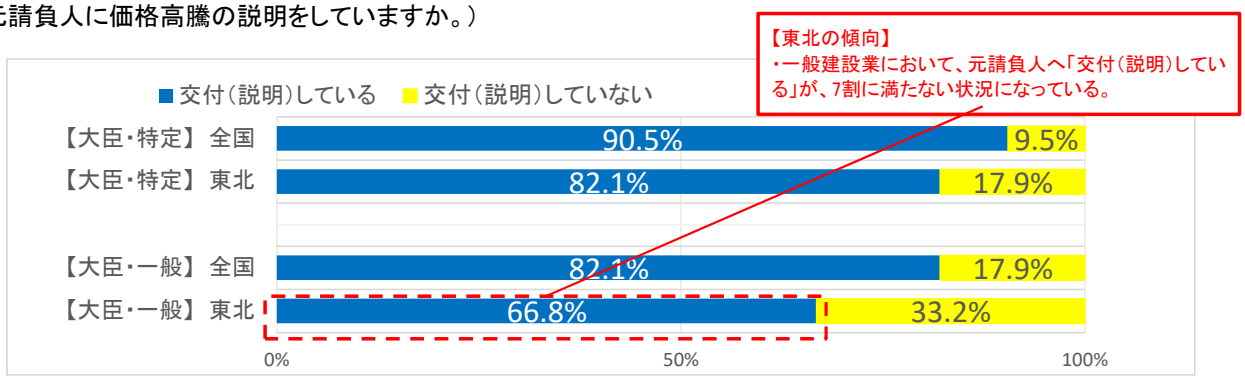
① 工期の変更を認められ、施工するために通常必要と認められる期間の工期に変更された

② 工期の変更を認められ、交渉した工期より短い工期に変更されたが、やむを得ず契約を行った

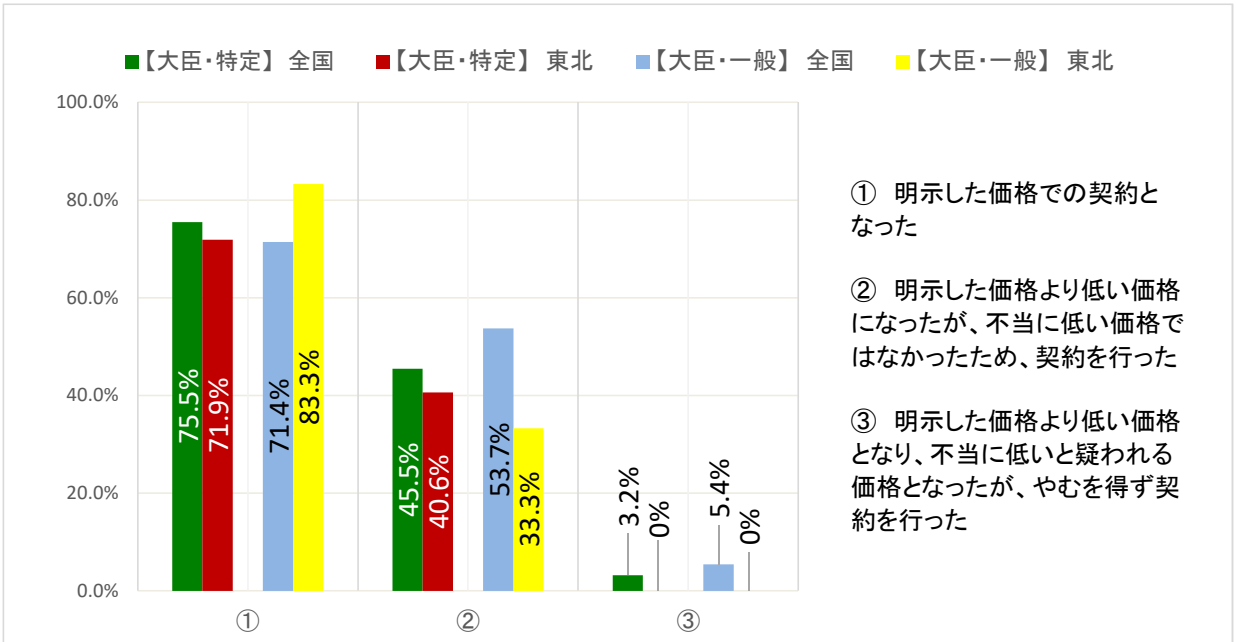
③ 工期の変更は認められたが、施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短いと疑われる工期に変
更された

④ 工期の変更は認められなかった

設問6.
下請契約において、資材等価格の高騰を考慮した積算を行った見積書を元請負人へ交付していますか。
（元請負人に価格高騰の説明をしていますか。）



設問7.
資材等価格の高騰を考慮した積算を行った見積書を交付した際の元請負人はどのような対応を行いましたか。（複数回答可）

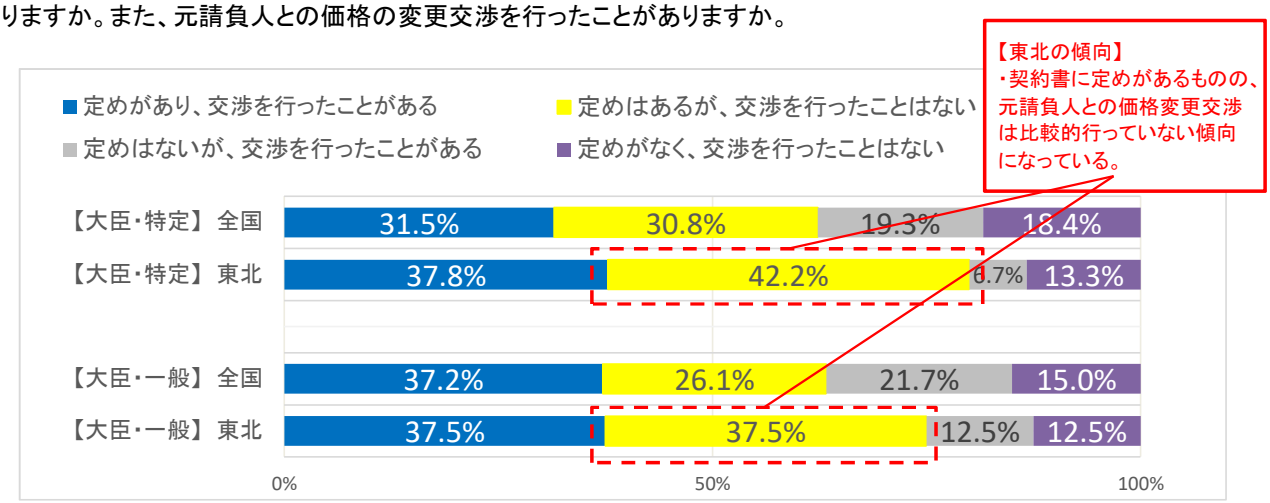


① 明示した価格での契約となった

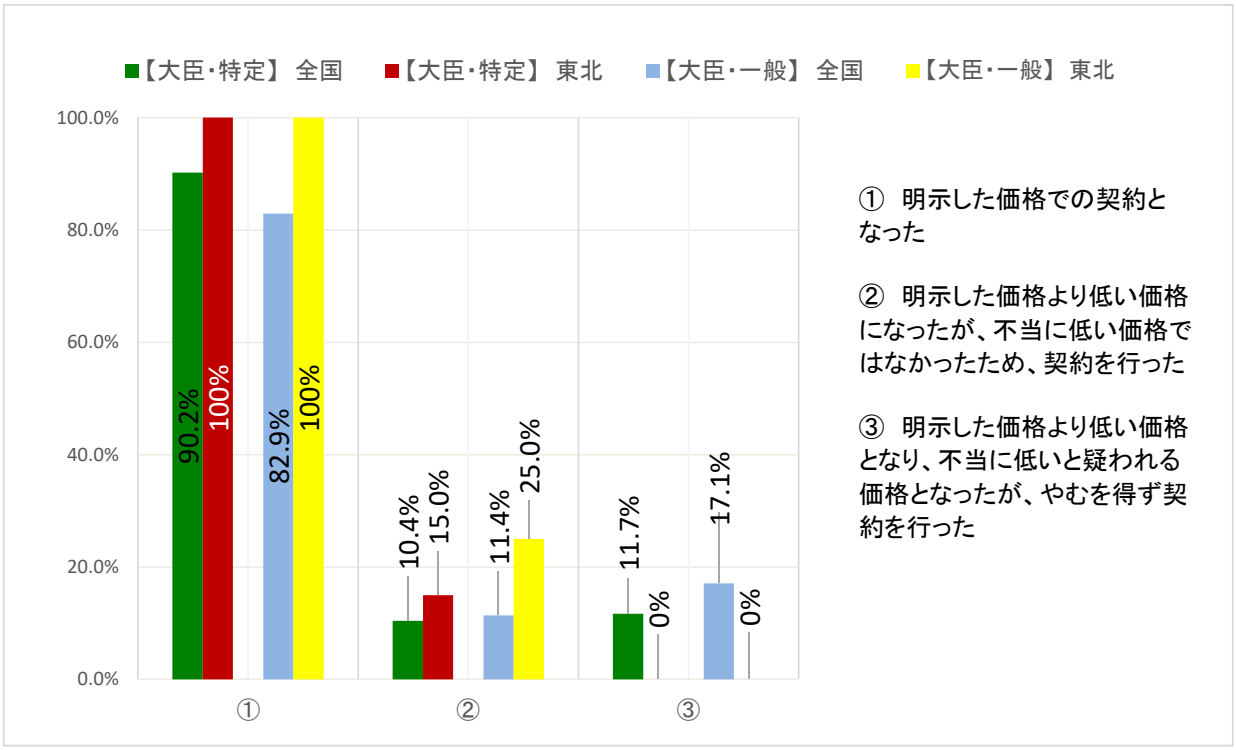
② 明示した価格より低い価格になったが、不当に低い価格ではなかったため、契約を行った

③ 明示した価格より低い価格となり、不当に低いと疑われる価格となったが、やむを得ず契約を行った

設問8.
元請負人との契約書（注文書・請書等含む）に、価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の定めはありますか。また、元請負人との価格の変更交渉を行ったことがありますか。



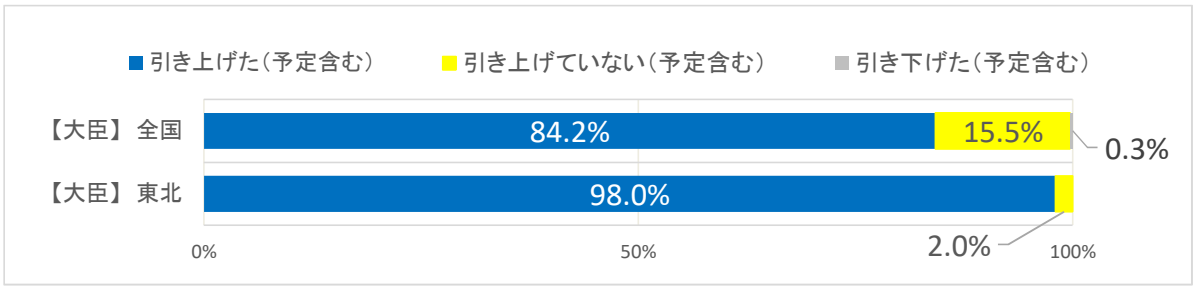
設問9.
契約後の資材等価格の高騰といった状況変化により、価格の変更交渉を行った際の元請負人はどのような対応を行いましたか。（複数回答可）



Ⅲ. 賃金・建設キャリアアップシステム等について

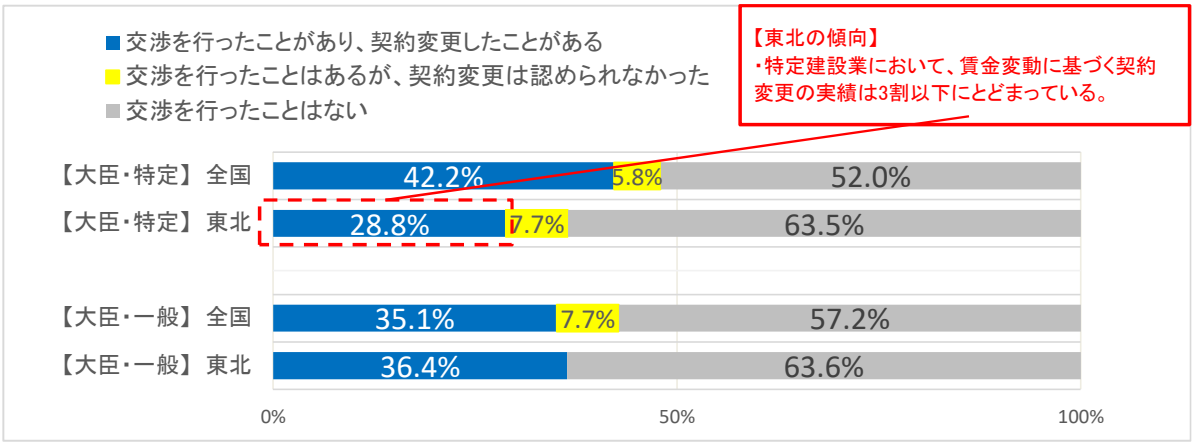
設問1.

令和3年7月以降、雇用している技能労働者の賃金水準を引き上げた、あるいは引き上げる予定がありますか。

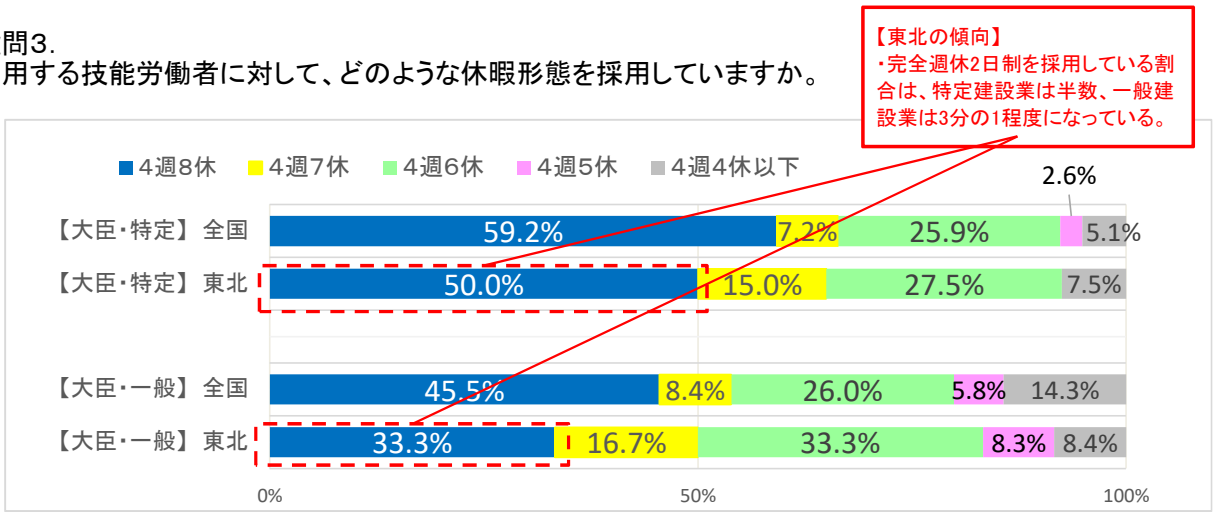


設問2.

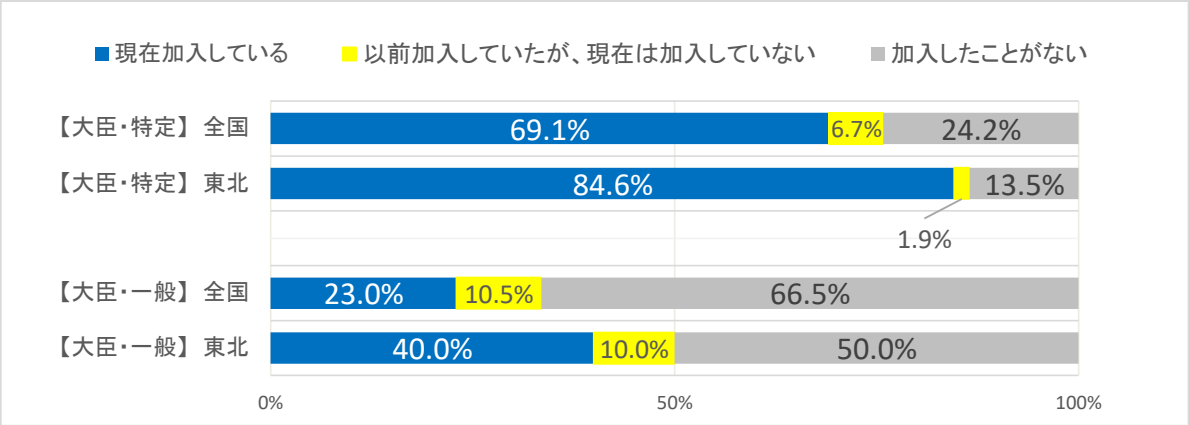
設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づき、元請負人との請負代金の変更交渉を行ったことはありますか。



設問3.
雇用する技能労働者に対して、どのような休暇形態を採用していますか。



設問4.
建設業退職金共済制度に加入していますか。



設問5.
建設キャリアアップシステムに登録（申請）していますか。（複数回答可）

